

市民文教委員会会議録

平成26年3月12日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 12:45

【 案 件 】

1. 議案第3号 平成25年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第16号 平成26年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算
3. 議案第17号 平成26年度 飯塚市学校給食事業特別会計予算
4. 議案第24号 飯塚市社会教育委員条例の一部を改正する条例
5. 議案第25号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例
6. 議案第26号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例
7. 議案第29号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
8. 議案第31号 飯塚市生活環境の保全に関する条例

【 報告事項 】

1. 各小中一貫校建設スケジュールについて (学校施設整備推進室)
2. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について (学校給食課)
3. 環境保全協定の締結状況について (環境整備課)
4. PM2.5の測定局の増設について (環境整備課)
5. ペットボトルキャップの回収について (環境整備課)

○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第3号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

議案第3号 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)について、補足説明いたします。補正予算書の23ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、平成26年度に整備予定の自校式給食施設整備事業に関して、国の補正予算を活用し前倒して実施するため補正予算を計上するものです。また、小中学校統合事業の実施スケジュールの変更により事業費について減額補正をおこなうものであります。第1条で既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億1556万2千円を追加し、総額を歳入歳出総額それぞれ18億4097万7千円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。歳入につきましては、27ページをお願いいたします。事業の財源として4款、1項、1目、1節、一般会計繰入金3543万2千円、7款、1項、1目、1節、学校給食施設整備事業債で5億5450万円、8款、国庫支出金、1項、1目、1節、学校施設環境改善交付金で2563万円を計上しています。

次に歳出でございまして、28ページをお願いいたします。1款、2項、1目、施設整備費で説明の欄のとおり、調理施設新設については、鯉田小学校自校式給食施設整備事業費で2億5141万1千円、飯塚小学校自校式給食施設整備事業費で3億556万7千円、給食調理室空調設備設置工事については、内野小学校で3210万円、筑穂中学校で3130万円を計上しています。

次に、小中一貫校整備の関係で潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食整備事業費では、実

施事業スケジュールの見直しにより481万6千円を減額補正するものです。

第2条、繰越明許費につきましては25ページをお願いします。上の表につきましては前倒しにより補正をおこなう4事業分、6億2037万8千円を追加し、次の表のとおり潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食整備事業費について、記載のとおり変更をおこなうものです。

第3条の地方債につきましては、同じく25ページの第3表地方債補正の表のとおり限度額を5億7430万円に変更するものです。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第3号 平成25年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第16号 平成26年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

「議案第16号 平成26年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」の説明をいたします。

平成26年度飯塚市一般会計特別会計予算書の397ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1597万3千円と定めるものであります。本特別会計は、筑穂地区にあります、うぐいす台団地、大分駅前団地、その他大分の一部のし尿及び生活雑排水を処理するうぐいす台団地汚水処理施設の管理運営を行うもので、施設維持管理業務及び使用料徴収業務については上下水道局へ事務委任しているものであります。

その主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。400ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款、1項、1目の汚水処理施設使用料につきましては、平成25年度使用料調定実績をもとに、消費税の率を5%から8%に変更して試算いたしましたので現年度分1553万8千円と見込み、過年度分9万円を計上し、昨年と比べまして87万円増の1562万8千円といたしております。2款、1項、1目の利子及び配当金につきましては、汚水処理施設整備基金預金利子として、15万5千円を計上いたしております。2款、1項、2目の基金運用収入につきましては、汚水処理施設整備基金運用収入として18万9千円を計上いたしております。

続きまして、次のページの歳出についてご説明いたします。1款、1項、1目の一般管理費として301万7千円を計上いたしております。その主なものは、19節の上下水道への事務委任負担金277万5千円であります。次に、1款、1項、2目の施設管理費として1195万6千円を計上いたしております。その主なものは、11節の光熱水費、維持補修費等の430万6千円、13節の電気設備保安業務委託料ほか3件の委託料、あわせて482万8千円、25節の汚水処理施設整備基金積立金、預金利子積立金及び運用収入積立金をあわせて201万1千円であります。これに402ページの予備費100万円を加えまして合計1597万3千円となります。また、基金の積み立て先の飯塚市汚水処理施設整備基金の平成25年度末の残高は、8660万9千円でございます。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

特段、言うことはないんですけど、ちょっと確認だけさせていただきたいと思いますが、汚水処理施設使用料ですね、400ページの。これは、消費税が5%から8%にあがるという理由を言われておりましたけど、これは対象戸数が何件で、現在の何件入っていて、増加する予定なのかどうか。現況がどうなっているのか、確認させてください。

○環境整備課長

今の契約件数が319件で、いまのところ増加するというふうな予定はございません。人槽としては、3千人槽がついておりまして、まだ増加させる余地はございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:10

再開 10:11

委員会を再開いたします。

○環境整備課長

もともと予定が750戸で、先ほど申しましたように、319戸契約対象件数になっておりまして、3千人槽でありますので、まだ余裕はあるということでございます。すいません、詳しい数字というのは、今現在ちょっと、資料を手元に持ち合わせておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

今の道祖委員の関連なんですけど、3千人槽で750戸を十分に賄えるんだけど、実際は319戸の契約になっているということでしょうか。

○環境整備課長

契約件数として、319戸でございます、実際には、大分小学校とか茜ゴルフ場とか野球場とかも、その中に入っておりますので――

○道祖委員

要は、750戸で、319戸でまだ余裕があると、余裕があるけれど、これは黒字だから、黒字で積立金もきちっと8860万円積み立てておりますよということでしょうか。であるならば、今後、この大分地区の都市開発の際には、これは利用できるというふうに判断していいわけでしょうか。

○環境整備課長

接続等の問題がなければですね、まだ接続してふやすことは可能でございます。

○道祖委員

公共下水の場合は、飯塚市の場合、自然流化方式を使っていますよね、基本的にはね。一部ポンプで圧送している部分もありますけれど。これはつなぎ込みの場合は、基本的には自然流化方式というふうに理解していいんですか。

○環境整備課長

はい。委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

歳出のほうの施設管理費の中でお聞きしたいんですけど、維持管理委託料178万と汚泥抜

取等委託料270万、この委託先を教えてください。

○環境整備課長

維持管理のほうは、九電工でございまして、汚泥の抜き取りのほうは、総合開発企業組合でございまして。

○永末委員

この契約形態は、どうなっていますか。

○環境整備課長

随意契約で委託契約をやらせてもらっています。

○永末委員

随意なので、毎年毎年という契約をすることになるんですか。毎年毎年、契約をやり直しといたしますか、更新するような感じなんですか。いつからの契約になってますでしょうか。

○環境整備課長

ただいまの契約は、24年から27年までの3年間の履行期間の契約、両方ともでございます。正確には、24年から27年の3月31日までで、3年間です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第16号 平成26年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第17号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第17号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」について、ご説明いたします。予算書の403ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出の総額をそれぞれ26億8632万7千円とするものです。これは平成25年度当初予算と比較しますと、12億9344万1千円の増額となっています。その主な理由としましては、先ほど議案第3号の補正予算でご説明いたしました施設整備費を重複して計上していること。また、新たに小中学校統合事業に係る事業費を計上しているためです。事項別明細書を使ってその主なものをご説明いたします。

歳入でございます。410ページをお願いいたします。1款、1項、1目、学校給食費、1節、小学校給食費を3億1831万9千円、2節、中学校給食費で1億9208万2千円を計上しています。前年度と比較しますと小学校で1132万9千円の増、中学校で332万2千円の増額となっています。これは、消費税率引き上げに伴いまして、給食費に賦課したことが大きな要因であります。次に、410ページの下の方ですが、3款、国庫支出金、1項、1目、2節、学校施設環境改善交付金4098万6千円を計上しています。411ページの一冊下の表で8款、市債、1項、1目、学校給食事業債、1節、学校給食施設整備事業債11億5670万円を計上しています。これらは給食調理施設整備事業の財源となるものです。

次に歳出についてご説明いたします。413ページをお願いいたします。1款、1項、1目、職員給与費については、一般職員34人分の給与等経費として、2億9059万6千円を計上

しています。

414ページをお願いします。1款、1項、2目、給食事業費では3億5199万円を計上しています。そのなかで415ページの説明の欄の下から2項目の庄内小学校調理業務委託料から416ページの9項目の飯塚第二中学校給食調理等業務委託料まで11校分の給食調理業務委託料（債務負担行為分）の平成26年度分を計上しています。次の二瀬中学校給食調理等業務委託料8万1千円及び庄内中学校給食調理等業務委託料5万3千円は、消費税率の影響により8%になりますと債務負担行為分の限度額を上回るためその差額を計上しているものです。11校分で1億5159万3千円を計上しています。

次に、417ページの下を表をお願いします。1款、2項、1目、施設整備費で13億9637万2千円を計上しています。内容につきましては一番右の欄の説明をご覧ください。給食施設の新設として鯉田小学校及び飯塚小学校の2校分を計上しています。

418ページをお願いします。既存の給食施設への空調設備設置工事が庄内小学校、内野小学校及び筑穂中学校の3校分を計上しています。また、穂波西中学校の空調設備設置工事設計委託料を計上しています。次に、小中一貫校整備関連では、目尾・幸袋小中学校自校式給食整備事業費として3億1164万5千円を、419ページになりますが、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校分として643万2千円を、楽市・平恒・穂波東小中学校分を4億1966万6千円を計上していますが、この一貫校関連につきましては、各校の総事業費を施設規模により案分して算出した額となっています。なお、このうち、鯉田小学校及び飯塚小学校給食調理施設建設工事と内野小学校及び筑穂中学校空調設備設置工事については、国の補正予算の関連事業実施のため、前倒しして、議案第3号で説明いたしました補正予算にも重複して計上していますので、今後の補正予算において調整させていただく考えです。

続いて、第2条、繰越明許費については406ページの第2表、繰越明許費をお願いいたします。その表に記載の小中一貫校整備にかかる3事業について、平成26年度中の完了が見込めないため繰越明許費の設定をするものです。

第3条、債務負担行為については407ページの第3表をお願いいたします。鯉田小学校及び飯塚小学校給食調理等委託料については、給食調理施設新設により、平成27年度から29年度までの3年間の債務負担行為としています。3段目の伊岐須小学校から下から2段目の顛田小中学校給食調理等業務委託料の5校分については、現在の契約が平成27年3月で完了するため、新たに3年間の債務負担行為を計上するものです。それから一番下の潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業に係る用地購入費分を計上しています。

第4条で地方債については、408ページの第4表、地方債をご覧ください、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は表の記載内容とするものです。

以上で、平成26年度当初予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

415ページ、庄内小学校給食調理等業務委託料からですね、次の庄内中学校給食調理等業務委託料ですか。この間、これは自校方式ですよ。現在、鯉田小学校があり、今度は調理室をつくるという予算なんですけれど、現行、小学校が何校あって何校が自校方式になって、中学校も何校あって何校自校方式になってというのはもうわかりますよね。今後のことはいいとして、それは現実的にいまだどうあるのか、というのが1つで、今年から自校方式になったのは、その中で何校、どこと、どこというのが1つ、それと委託ですから、委託はどういうところに委託されているかが1つ、それと地元雇用がどういうふうになっておるのか、その点お尋ねいたします。

○学校給食課長

現在のセンターの受配校が11校でございます。それから民間委託校のうち直営が11校、それから委託校が8校となっております。来年度から自校式として委託するものが片島小学校、それから菰田小学校、飯塚第二中学校の3校でございます。委託先につきましては、調理業務、給食調理について登録されております業者のうちから選考いたしまして、委託をいたしているところでございます。失礼いたしました。まず庄内小学校、それから庄内中学校につきましては、大新東という会社でございます。それから、次の伊岐須小学校につきましては、一富士フードサービスという会社でございます。立岩小学校につきましては、共立メンテナンスという会社でございます。それから、飯塚東小学校につきましては、中村学園の中村学園事業部でございます。飯塚第一中学校につきましては、日米クックという会社でございます。二瀬中学校につきましては、伊岐須小学校と同じ一富士フードサービスでございます。穎田小中学校につきましては、庄内小中と同じく、大新東という会社でございます。菰田小学校につきましては、日本国民食というところに委託する予定でございます。それから片島小学校につきましては、中村学園の中村学園事業部でございます。飯塚第二中学校につきましては、共立メンテナンスということとなっております。それから、地元雇用につきましては、委託先のほうで、地元雇用、ほとんどが地元の雇用で、お願いして実現しているところでございます。

○道祖委員

それで、このいま言った大新東とか、一富士フード、共立メンテナンス、これは本社所在地は飯塚なんですか。

○学校給食課長

地元所在の業者は、いまおりません。

○道祖委員

これは当然入札か、何かでちゃんと公平にやられていることだと思っていますから、大きく、とやかく言うつもりはないんですけど、できれば今後のこともあります。地元で飲食関係の業者がないというのも、いないなら致し方ないけれど、せっかくやるんだったら、いろいろあると思うんですね、選択のときに長短いろいろあると思いますけど、どの辺で地元経済のことを考えていくか。栄養のことを考えるのか。運用のことを考えていくのか、いろいろな考え方があると思いますけど、やはり地元の小学校が自校式をやっているんですから、できるならば、地元の業者を指導しながらやっていくほうが私はよろしいんじゃないかなと思います。具体的に多くの人たちは地元の人だと言っておりますけど、どれぐらいいるか。それはいまわからないんでしょう。わからないでしょう。だったら、どれぐらいいるかぐらいは把握してください。もともとこの自校方式を入れた経緯っていうのは、やはりセンター方式では温かい食事がなかなか届かないとか、そういうこともあったし、地産地消もあったし、地域の人たちがやはり子育てにかかわっておるというような姿を見せたいとか、そういういろいろな目的があってやってきているわけですね。経費だけ考えたらセンター方式のほうが安かったかもわからない。だけど、いくらか経費がかかっても、やはり目標、目的は違うところにあるということで、自校式を入れていったと思いますので、その辺は、もうやはり、ちゃんと把握していただきたいというふうに思いますけどいかがですか。

○学校給食課長

いま委員が言われたことにつきましても、業者の選定について十分考慮といいますか、審査の内容についてそういったことも考慮したもので基準を設定して対応をしているところでございます。それから、実際に地元の業者の方々がセンターのほうにお見えになって、お話をいただければ、アドバイスといいますか、支援といいますか、そういったところは行うことは可能ですので、十分理解して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○岡部委員

今の質問に重複した形の中でちょっとお聞きしたんですけど、この業者の選考方法というの

はどういう方法でしたのか。

○学校給食課長

プロポーザル方式で行っております。一次審査につきましては、指定項目に対する書面審査、それからその後、業者数を絞りまして、プロポーザル、プレゼンテーションを受け、また委員からの質疑応答によって、採点方式によって実施をしているところでございます。

○岡部委員

そうしますと、この選考委員ですよね、選考委員は、いま同僚委員の質問の中でお尋ねしたいのは、要するに地元というものをどういうふうな形で、あなた方が考えているのかっていうことを私がお尋ねをしたいわけですよ。というのが、先ほどの質疑の中にも出てきましたし、例えば、地産地消とか、地元の雇用とか、いろんな問題が出たときに、地元企業の育成というものもあわせて、当然考慮しとかないかんのじゃないかと。要するに、大手の市外業者全部で占めてしまうというような形のものっていうのは、いささか問題があるのではないかなど。私はプロポーザルで、もし選考委員がおられて、選任をされるんだったら、やはり地元業者育成というものも当然プロポーザルの採点枠の中には入ってないといかんのじゃないかなどというふうに思うわけですけど、どう思いますか。

○教育部長

ご指摘の点につきましては、幾度となくこの委員会でもご意見をいただきました。そういうふうなことも加味いたしまして、後ほど報告事項で今回の3校分の選定についてはご報告をさせていただき予定にしておりますけれども、いまご質問にあります選考方法についても、当然今までのご意見を反映する中で、いわゆる市外の大手と市内の企業さんとが、対等に競争ができるような形になるべくその選考基準を持ってこようということで努力もさせていただきました。しかしながら、やはり私ども、特に選考委員の考え方といたしまして、子どもたちに安全安心かつ、おいしい学校給食を提供するという観点で審査をしていただきましたけれども、残念ながら市内業者の方の参加もいただきましたけれども、今回の選考から漏れたというような結果でございます。さらに、そこら辺の検討というのは続けてまいりたいと思っておりますし、また、先ほど学校給食課長が申しましたけれども、昨年につきましても、例えば、学校給食課のほうで研修会等を実施する際には市内の業者の方にもご案内を差し上げる等、こちらのほうからも積極的な情報提供に努めてまいっております。さらに効果的な方法というのを今後も検討いたしまして、市内市外、対等にこの委託業務のほうに参加していただけるような体制を考えていきたいと考えております。

○岡部委員

いま部長の答弁いただきましたけどね、私が心配するのは、やはり、何と言いますか、大手の業者というのは安全安心っていう面の中では、もちろん管理もきちんとしているんだろうと思うんですけどね、プロポーザル慣れといいますかね、どういうところに重きを置いた選考審査を受ければいいのか、あるいは先ほどちょっと私が聞きかけましたけど、選考委員の構成ですよ、中で、例えばPTA関係の人とか、学校関係の人とか、あるいは学者の、学者といいますが、そういうふうな精通された人とか、いろんな部分をね、大手の業者というのは、わかっていると思うんですよ。だからこそ、彼らにきちっと受けるような答弁というのが用意されてくるけど、いま部長言われましたように、地元の業者というのは、なかなかそういう機会ってものがないからですね、どうしてもそこにハンデがあるんじゃないかなど。ある意味、地元企業育成というふうな面も考えてくれるのであれば、そういった面もプラスアルファの中に考慮してやらなきゃいけないと。今後は、ぜひそういうふうな業者選考の進め方をさせていただきたい。そうじゃないと、おそらく給食専門業者という形の中で、おそらく彼らは全国的にいろんな意味でやっていますので、抱えるスタッフも、それから答弁用の中身もきちっと漏れないような形でやってくれば、地元の、例えばPTA出身の方なんかがお入りになったときに

は、例えば地場雇用とか、企業育成とかそんなことは考えない。やっぱり、子どもさんの安全安心という部分の中だけでいく。地産地消もどちらかという、後からついてくるというような世界になっていくわけですよ。それは、発注するほうが当然、頭の中に置いてやらないと、非常に今後も役所としては、業務委託に全部切りかえていくわけでしょう。そうなってくると、地元が育成できないという大きなハンデが、ますますついていくんじゃないかなというふうに心配をしておりますけど、部長、その点だけもう一回いただけますか。

○教育部長

ご指摘の点、十分拝聴いたしました。本年度の参加状況を見ましても、かなり地場業者さんも努力のあとが見られました。提案をいただいた内容、それからプレゼンの内容も含めまして、そのように評価いたしまして、今回はもしかしたらという期待もあったのですが、残念ながら1歩及ばずというような結果でございますので、先ほども申し上げましたとおり、私どもも、地場を否定はしておりませんので、今後につきましては、そういうふうな観点からも、先ほども申し上げましたように、再度、内容を検討して進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今の給食の業者選定に関しましては、私は市内業者のみでやっても構わないと思っています。そういったことも、ぜひ、次回において考えていただきたいと思います。あともう1つ、賄材料費、小学校で3億1800万、中学校で1億9千万あるわけです。かなりの金額になるわけですが、このうちの地場産品について、先の一般質問等々でも、どのぐらいの割合かをつかんでないという話があったんです。それからある程度経ったわけですが、地場産品について、何らかの調査をされておられますか。

○学校給食課長

地場産の農作物の使用状況につきましては、平成23年度が、これは青果物使用量のうちの地場産が占める率でございますけれども、23年度が6.1%でございます。それから24年度が8.3%でございます。今年度、25年度につきましては、12月末現在でございますけれども、11.7%というふうになっているところでございます。

○江口委員

学校給食課としては、この数字をどの程度まで持っていこうというおつもりなのか。お聞かせいただけますか。

○学校給食課長

今、地産地消を進める取り組みといたしまして、飯塚の台所といったような特別献立を使って、取り組んでいる面がございます。それから、うちの農林振興課と会議をもちまして、その時期の入手可能な野菜の状況とかいったもの話し合いをしております。それからもうひとつ、JA以外にも地元の業者さんに相談をいたしまして、できるだけといいますか、地元の野菜が手に入るときには、それを入れてもらうようにご相談をして進めているところでございます。どこまでという率というのは、設定をしておりません。また、さらにJAと話し合いを行いながら、逆にどの程度までなら入荷が可能なのか。どれだけの取れ高があるから給食に納めることが可能なのかといったことをもっとデータを分析しながら、進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○江口委員

やっぱり、目標数値を持たないと努力は足りないと思っているんです。今、青果のお話がございました。青果以外についてはどのようになっていますか。

○学校給食課長

青果物以外につきましては、現在のところでデータを集めておりません。

○江口委員

それはそのまま、今後もそのままやられるんですか。青果物以外に関しても当然のことながら、チェックすべきだと思いますが、どうですか。

○学校給食課長

その面に関しても、今後、検討して取り組んでいきたいというふうに思います。

○江口委員

検討していきたいではなくて、やらなくてはならないことだと思いますが、どうです。

○学校給食課長

取り組んでまいります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第17号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第24号 飯塚市社会教育委員条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長

「議案第24号 飯塚市社会教育委員条例の一部を改正する条例」の制定について、ご説明いたします。

議案書の45ページをお願いいたします。提案理由でございますが、平成25年6月14日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の促進を図るため、関係法律の整備に関する法律」による、社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を市の条例で定める必要が生じたため、本案を提出するものでございます。

議案書46ページをお願いします。改正点につきまして、新旧対照表でご説明いたします。今回の改正の内容は、これまで社会教育法で定められておりました、社会教育委員の委嘱の基準を、自治体の条例で定めるよう改正されることから、飯塚市社会教育委員条例の第3条の次に、新しく委嘱の見出しで、第4条として、条文を加えるものでございます。よって、「第4条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。」といたします。これに伴い、従前の第4条は第5条に、第5条は第6条にそれぞれ繰り下げるものでございます。なお、今回定めた基準につきましては、文部科学省令で定められた基準と同様となっております。附則とし、施行期日は、平成26年4月1日から、経過措置として第3条の規定に関わらず、旧条例において委嘱された委員の任期の取り扱いについて定めております。

以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

これは、参酌基準ですかね。

○生涯学習課長

そのとおりでございます。

○道祖委員

参酌だったら、どういうふうに参加したのか。

○生涯学習課長

参酌基準でございますが、第3次一括法の交付により社会教育法が改正された内容でございます。それによりまして、当該条例の改正は国の基準を参酌し、このように改正していくと考えておりますので、市民の皆様の意見を聞きながら、市民意見を募集し実施したものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

現在の委員の中で、女性の占める割合というのはどのぐらいですか。

○生涯学習課長

定員は10名でございますが、現在のところ3名の女性の方が委員になっていただいております。

○江口委員

ぜひですね、そこの部分の選任については、気を使っただきたいと思います。また、あわせて、先般私どもがつくった政務活動費の条例の中では、この委員の選び方について、男女比についても条例化しております。そういったこともあわせて、執行部の方々は考えて、条例をつくっていただきたいということをお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第24号 飯塚市社会教育委員条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第25号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長

「議案第25号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」の制定について、ご説明いたします。議案書の47ページをお願いいたします。提案理由でございますが、飯塚市文化会館の休館日に関する規定の見直しにより、施設の利用促進と利便性の向上を図るため、本案を提出するものでございます。

議案書48ページをお願いします。改正点につきまして、新旧対照表でご説明いたします。今回の改正の内容は、第5条第1項第1号中「月曜日」の次に「その日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日及び休場日とする。」という規定を加えるものでございます。なお、施設予約は1年前から受付しております。市民や利用団体等の休館日変更の周知期間があることから、平成27年4月1日より施行いたすものでございます。

以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○委員長

説明は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

参考までにお訪ねしたいんですけど、ここもそうですけど、図書館もそう、月曜日が休みというふうになっていますよね。月曜日に開けていただけないかという一般質問がありました。だけど、運用上、なかなか難しいという答弁であったんですけども、なぜ、月曜日に開けていただきたいかという、月曜日にお休みの人たちがいるから利用できないということなんですよね。それで、ふと思ったんですけど、土曜、日曜日お休みの方は、別に支障はない訳ですよ。まちというのを考えていったときに、大体世の中、月曜日がお休みの方は結構いらっしゃるんですね。土曜、日曜日お休みの方はいらっしゃる。水曜日は商店街とかたしか休みだったというふうに思うんですよ。この人たちが平等にそういう公共施設を使うという観点からいけば、一般質問された方の趣旨から思うと、できないというよりも、じゃあ、この土、日、月、水以外のところで、お休みの人たちというのは、制度として設けているような方々はいらっしゃるんでしょうかね。そういうのを把握しておりますか。公共施設を運用する立場から考えていったときにね、通例でそういうふうに、土曜、日曜日とか月曜日は、今日までそうだったから、今後もそうだというような答弁だったと思うんですけども、あのやりとりを聞いておましてね、休みの人たちと、一週間の稼働日を考えていったときに、支障がないんならば、4つの曜日をのこしたところを休みにすれば、大体の人たちがクリアできるんじゃないかなと単純に思ったんですけど、そういうことを考えたこと、これまであります。

○生涯学習課長

先ほどの質問でございますが、確かに一般質問でも同じような内容で受けておりました。そのときのお話にも私どもが答弁をさせていただいたところがございますが、飯塚近隣、市内ですけれども、正直なところ中小企業、それから零細企業等がございますが、正直どこまで定休日を取ってあるところの把握はいたしておりませんでしたので、今後はそういう調査をさせていただきながら、協議をさせていただきたいということで、一般質問では答弁をさせていただいたところでございます。文化会館につきましては、福岡県内でございますけれども、8割以上、9割弱が大体月曜日が休館ということになって、水曜日が休館というところも、1つ、2つの施設があるということは聞いておるところでございます。

○道祖委員

一般質問のやりとりを聞いていたら、例えば図書館とか文化会館は月曜日は休んで、研修が行われているからというような答弁が、全面になっていたわけですよ。だけど、公共サービスは、平等に受ける権利があるわけですから、現に月曜日にお休みの方が利用しようと思ったときに、利用できない、休館になっていて。その現実があるわけですから、それを再三、一般質問をされた方は言っているわけですから、それを考えると、そこはやはりですね、市民生活が現実はどうあるのか、どこで休みが重ならないのか。そういうことをきちっと、やっぱり調査する必要は今後あるんじゃないかと思うんですよ。教育長、そう思いません。教育部長なり、行政のほうの責任者も。そうしないと、これは税金を払っている方からすれば、平等のサービスをいただけないじゃないかというふうになるわけですよ。あなた方の答弁を聞いてみると、ほかの町もそうですからと、月曜日が休みで、云々といっている。じゃあ、飯塚から変えていけばいいじゃないですか。ほかの町がどうなんですかと、ほかの町がどういうところで重ならないかね。休館日と個人個人の休暇が。今、多様化されていますからね、どこでくくるかというのは難しいかもわかりませんが、一般的には、やはり、こう見ていると、土曜、日曜日、月曜日、商店街のことを考えますと飯塚はたしか水曜日がお休みですよ。そのことを考えると、ほかの日のほうが休館日としては、市民サービスから考えたら適当ではないかなと

いうように思うわけですが、そういうことを調査して工夫する考えは、やはりやるべきだと思いますけど、再三言いますけど。課長がこの議案の提案者だから課長の方ばかり見ていますけど、教育長なり教育部長に答えていただきましょう。どうぞ。

○教育部長

ご質問の点につきましては、もっともというふうに考えておりますし、さきの一般質問でも、そのような趣旨で生涯学習課長は答弁をさせていただいたというふうに、私は認識をしております。図書館のデータ、また文化会館につきましても、貸館の状況というのはデータがございますので、そのような利用状況を分析して、どこの曜日が一番利用率が低いのかと。ここに設定をするということは、当然検討の第一番だと思います。ただし、一般質問でもご答弁をいたしましたように、利用者の状況、それからスタッフ関係の研修とか、会議が多いというようなご答弁もさせていただきました。そのような諸条件、これをどうクリアしていくかということ、を2番目に検討して、今後の方向性を見出していきたいと考えております。なお、これの究極といたしましては、もう全日開館ということが、一番望ましいと思いますけれども、この点についても誰とは申しませんが、事業団のほうとも打ち合せをさせていただきました。現予算の中で、何とかそういう工夫ができないかということも、一応提起はしておりますが、やはり、職員のローテーションの関係で、職員をふやさないことには、それは実現が難しいというようなことがございます。ですから、最優先はやはり、曜日の変更ということで、検討をすべきというふうに私も認識をしておりますので、いましばらく時間をお貸しいただきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第25号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第26号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長

「議案第26号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例」の制定について、ご説明いたします。議案書の49ページをお願いいたします。提案理由でございますが、飯塚市庄内生活体験学校の管理を指定管理者に行わせるため、本案を提出するものでございます。条例の改正点につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

議案書の52ページをお願いいたします。まず、第3条でありますが見出しの「職員」を、指定管理者を導入するため、「管理」の規定に改め、指定管理者に、生活体験学校の管理を行わせるものとするものでございます。また、第3条第2項にて、指定管理者が行う管理の業務を掲げております。次に、第4条では、生活体験学校の休館日はこれまでと同様といたしますが、第2項に指定管理者は、特に必要があると認めるときには、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に休館することができるものと新たに規定いたします。次に、第5条においては、条文中の「教育委員会」を「指定管理者」へ、読み替えを規定しております。次に、第5条の次に、新たに、第6条、第7条、第8条、第9条を追加するもので

ございます。これは、生活体験学校の運営については、指定管理者を導入後、適正に管理していくための規定でございます。第6条においては、利用許可の制限、第7条においては、目的外使用等の禁止、第8条においては、入館の制限、第9条においては、利用許可の取消し等を定めておりますが、それぞれの内容等につきましては、省略させていただきます。次に、従前の、「第6条、第7条、第8条」は、「第10条、第11条、第12条」へ改めております。

なお、附則とし、施行期日を公布の日からと規定し、次に、指定管理者が、生活体験学校を管理するまでの経過措置を規定しております。

以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

生活体験学校を指定管理に移すというふうな条例になるんですけども、この時期にどうして指定管理に移されようと思ったのか、その部分のご説明をお願いします。

○生涯学習課長

1つはこの時期ということよりも、公共施設のあり方検討委員会でも、委託もしくはそのものというところで定めがございましたので、それから7年を経過したところで、時期的にこの時期が、タイミングがよいのではないかという判断の中で、させていただいたところでございます。

○永末委員

当然、指定管理に移すということですので、民間のどなたかがお受けになれて、そのことにより、住民サービスが向上して、財政面での負担の軽減も図れるというふうなことで指定管理だと思うんですけども、大体26年度の予算をみますと、生活体験学校管理運営費等で1億円強あがっておりますけど、これが指定管理に移ることによって、どの位の財政面での負担の軽減があると考えられてますでしょうか。

○生涯学習課長

今、ご指摘がありました26年度の予算の関係で、1億円ちょっとあげさせていただいておりますが、そのうちの約9500万円ほどが、生活体験学校の法面の工事が含まれておるところでございますので、予算計上等でいきますと1千万ちょっとが、管理運営費ということであげさせていただいているところでございます。削減効果でございますが、まだ今、検討をさせていただいているところでございますけども、10%は削減できるのではないかとこのところ、今試算を出しているところでございます。

○永末委員

1千万強の運営費に対して、10%削減するぐらいで検討中ということですので、大体900万円前後ぐらいでの委託になってくるような形でしょうか。

○生涯学習課長

もう少し、正確にお話をさせていただきましたら、職員の人件費等もございます。その中には、社会保険とか、いろいろ諸々なたくさん保険等もございますので、総額で申しあげましたら、約2千万円ちょっとかかっている状況でございます。その分が、約1割弱軽減になるのではないかとこの試算のところ、進めているところでございます。

○永末委員

指定管理に移るまでの大体の流れでいいんですけど、この条例がとったという前提の話ですけども、選定委員会とあと、指定管理者との協議とか、議会の議決とか、締結とかという流れになってくるかと思うんですけど、大体それはどのぐらいの期間で、それを考えて、予定されてますでしょうか。

○生涯学習課長

あくまでもこれは、私どもの希望等もございますけれども、今委員会で検討をさせていただいておりますが、早い時期、できましたら4月、もしくは5月中ぐらいには一般公募をさせていただきたいというふうに思っております。そののちに、説明会をさせていただいて、そこで意見等があったら、意見にお答えするような形をさせていただきまして、それを踏まえて、今度は選定委員会を開かせていただいて、それぞれのプレゼンをしていただくように考えております。そののち、結果が出まして、早ければ9月の議会に上程をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。それが終わり次第、業者が決まりますので、その後、細かいところの詰めをさせていただきながら、来年27年4月1日からスタートできればというところで、今計画を進めているところでございます。

○永末委員

最後の質問にさせていただきますけど、生活体験学校に関しては、以前、利用状況とかも確か、資料で見させていただいたんですけど、やはり旧庄内町の施設であったというのもあって、利用されている方の状況は少し偏った状態になっておるように認識しています。今後、市としてこの施設、どのように使っていくかのように考えられてますでしょうか。

○生涯学習課長

事業内容等につきましては、いま現状やっております地元庄内小学校を中心とした1週間の通学合宿、それから庄内小学校を外した21校の小学校を対象とした、週末になりますけれどもチャレンジ合宿。それから不登校の児童生徒も一日の体験合宿も実施しておりますので、従来やっている事業はそのまま推進していくところでございます。昨年度からNPO団体のほうから就学前といいますか、幼児を対象とした体験合宿も利用をさせていただいているところでもございますし、大学の学生を対象とした栄養学の学習という形で現在体験学校も使っておりますので、今後はその事業も中心としたさらなる成果を希望しているところでございます。

○教育長

いま質問者のおっしゃいました取り組みの深まりや広がりについて、いま生涯学習課長が申しましたような子ども達の体験活動をする市の目玉施設としての活用はもちろんのことですが、いまお聞きになって、疑問に思われたと思うんですが、ほとんどが宿泊の1週間は別にして週末にしても夜で、じゃあ通常の月曜日から金曜日までの昼間はどんなふうに使っているのかと。その内容についても、ある意味、飯塚市の子育ての支援ができるような取り組みができる場所としても、この庄内生活体験学校が活用できたらというように教育委員会内で検討しているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論ありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第26号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11 : 14

再 開 11 : 23

委員会を再開いたします。

「議案第29号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境施設課長

「議案第29号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。

議案書の60ページをお願いします。今回の条例改正は、平成21年6月のごみ処理手数料改正により、値上げ前のごみ袋（旧ごみ袋・旧指定シール）を使用するため、差額シールを貼付して、ごみ排出をお願いしておりました。この差額シールの販売を平成26年3月末で終了することに伴い、関係する条文を削除するものであります。差額シールは、平成21年5月から平成22年9月まで量販店などのごみ袋販売店で販売を行い、平成22年4月からは4支所及び、平成22年10月からは本庁環境整備課で販売を続けております。また、旧ごみ袋等と差額シールにつきましては、平成26年4月以降も今までと同様に使用できるよう附則に経過措置として追加しております。現在、平成22年10月から旧ごみ袋を差額をいただき、現行のごみ袋へ交換を行っておりますが、このことにつきましては来年3月まで行います。

なお、施行日につきましては、平成26年4月1日としております。61ページの新旧対照表につきましては説明を省略させていただきます。

以上簡単ですが、議案第29号の説明補足を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

この議案の提案は、ごみ収集に要する費用に関することについての提案だと理解しますが、よろしいですか。

○環境施設課長

そのとおりでございます。

○道祖委員

では、ごみ収集の費用に関することで、ちょっと質問させていただきますけれど、これも多少関係あると思うので質問させていただきますけど、市民文教委員会は本日の前は1月31日に開催されていますね。ここに1つ新聞を持ってきているんですけど、2月4日の西日本新聞です。2月3日、福岡、熊本の22市町村が参加し、ごみ固形燃料化RDF発電事業を手がける第三セクター大牟田リサイクル発電は3日、運営協議会が開かれているということですね。そこで、熊本県内の荒尾市を除く7市町村が2018年度以降、事業から離脱することを明らかにしたという内容の記事です。これはRDF処理委託料の高騰が主な理由というふうになっております。荒尾市と福岡県内の築上町を除く13市町村は事業継続に合意したという記事なんですけれど、1月31日に市民文教委員会が開かれて、そして、この大牟田のRDF発電に関しては飯塚市も関係ありますよね。まず、そこからお尋ねしましょうか。

○環境対策課長

大牟田のリサイクル発電事業につきましては、参加団体に伴います運営協議会がありまして、そこで大牟田リサイクル発電事業についての事業の審議がなされております。飯塚市の立場からいいますと、ふくおか県央環境施設組合の構成団体になり、この運営協議会の委員としてふくおか県央の組合長であります松岡組合長が参加されているというような状況で、直接の審議につきましては組合長が参加されて、審議をされております。一部事務組合になりますので、一部事務組合の成立と同時に一部組合で共同処理する事務については、一部事務組合のほうに關係市町村から引き継がれますので、所管事務としては一部事務組合のほうへ移管されたということになり、なかなかその件について、直接所管委員会のほうで報告することが組合の議会

の関係もありますので、ちょっと難しいところがあります。ただ、そういう飯塚市としても重要な事項でありますので、前回、委員会の閉会後の懇談会の中で現在の状況と組合としての方針がなされたことをご説明してきた経緯がございます。

○道祖委員

あのね、課長、懇談会の中で経過を報告したというのは、いつですか。この委員会ができて、既に1年が経とうとしているんですよ。懇談会した時点はいつか、4月から新たに2年の任期で、この市民文教委員会が発足して説明をしたのはいつですか。

○環境対策課長

ふくおか県央が、執行部段階ではございますけど、県の5年間延長という事業計画に対して、参加をする方向で考えているというような組合長の組合議会に対する行政報告が去年の3月11日にあっております。それを踏まえまして、2月21日にあっております。そのため、翌月の3月11日の市民文教委員会の終了後に懇談会を開かせていただきまして、今までの経緯、それと組合の現在の状況、それから今後の見込み等についてご説明をいたした経緯がございます。常任委員会に、いま委員言われております再編に伴いまして、委員が変わられましたので10月8日の市民文教委員会終了後の懇談会で同じ内容を再度ご報告させて、説明させていただいた経緯がございます。

○道祖委員

冷たく言うと、あなたがたは前の委員会は1カ月後にはちゃんと説明していると。しかし、このメンバーに既に2月21日のわかっているやつを言ったのは10月なんですよ。そのときは、うるさく言いませんでしたけど、本来なら委員会が変わったらきちっと説明する責任はあるんじゃないですか。それも懇談会の話をしていいなら、話ししますよ、中身。だから懇談会という話をしたんでしょう。それから10月8日から中央組合ですか、ふくおか県央組合ですか、運営協議会、それ開かれてないですか。今日まで開かれていない。

○環境対策課長

運営協議会につきましては、定期的に開かれているようで、その後に2月に開催された運営協議会でいろいろ審議がなされた結果が、2月13日に開催されたふくおか県央環境施設組合の議会のほうへ組合長のほうから報告がなされております。

○道祖委員

親議会とか言うたらいいのかわかんないですけどね、上部の議会はここになるわけですよ、委員会は。当然所管はおたくがしているんですから。なんで事業がこういうふうになっているという報告が一切ないのか。新聞でしか、あそこ、ごみ処理でしょ、これ。市民生活の。それについての説明が言わないとない。今日の報告事項でもこういうふうになっておりますとかいうことがされない。新聞報道されていてですよ。しかもしたのはですよ、10月8日に懇談会でした話から一切説明がないんですよ。ここに書いているように、ここの市内にはごみ処理というのは、3つの方式でやっていますけれど、RDFが一番トン当たり高いんじゃないんですか。それならそれでちゃんと説明して、今後どうあるべきかというのをどっかで、やはりオープンにしなくちゃいけないんじゃないんですか。新聞でこういうふうに掲載しているなら、ちゃんとオープンにできるじゃないですか。それを懇談会を10月8日にして今日まで一切しないというのは、行政としてどう考えているんですか。私たちはそこに関する議員として説明責任やら求められたときは、どうやって説明するんですか。なぜ、そういうふうになっていっているんですかという説明を公式にしてもらわないと、物言うなということじゃないですか。説明もない。行政の責任として、そういうことは開示していかないとだめなんじゃないですか。現実的に一番費用がこういうふうにかかっている、しかし、結果としては1市4町が合併した経過の問題もあるし、以前からのそこを使っている旧1市8町の関係のところでのいろいろな取り決めがあってということなんでしょうけれど、こういうふうに変わっているなら、変わって

いるでちゃんと定時にやっぱり報告することが必要なんじゃないんですか。その辺はどういうふうに思いますか。

○環境対策課長

いま委員が言われますように、ある程度情報が、例えば組合のほうで、その審議機関がございまして、議会のほうに説明があったものについては、随時うちのほうも議会のほうに報告、ないし説明していきたいと考えておりますが、まだ最終的には組合議会での審議が控えておりますので、その辺を踏まえて、今後言われることにつきましては組合とも協議をして検討してまいりたいと思っております。

○道祖委員

組合、おそらくですね、2月の後半か3月、ちゃんと開かれていて補正予算とか、次年度の予算とかも出しているんじゃないんですか。そういう情報は一切持ってないんですか。

○環境対策課長

組合議会につきましては、定例会として大体11月と2月の2回開催されております。今回2月に開催されました組合議会の中で、当初予算議案、平成26年度予算の議案の中で組合長のほうから運営協議会でこのようなことが決まったというような報告がなされたということで、飯塚市の立場としては、この運営協議会には参加ができませんので、すべて組合のほうからの報告を受けて内容を確認しているという状況です。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:38

再開 11:38

委員会を再開いたします。

○道祖委員

この組合長はだれですか。議会からもメンバー出ていますよ。だから、それだったら議会からメンバー出しているから、出ているメンバーから聞いて、そして、それを公表せよということですか。組合長はだれですか。行政トップじゃないですか。そして、ごみの収集に関する費用は、これも含まれているわけでしょう。それで3施設あるやつで、ごみ袋が別々ですか、市内。一緒でしょうも。要はかかる費用は全部プールして、割っているわけでしょうも。3つのやつを。単純に言えば。それが一般予算なりとして、経費としてごみ処理で載ってきているわけでしょう、予算書の中で。そうしたら、こういう動きがあっていて、何も知りません。しかも2月に施設組合ですか、そのちゃんと協議会が開催されて、しかも新聞でこういうふうに報道されていて、一切追いかけていない。報告する意思もない。そういう行政のあり方でいいんですか。それを言っているんですよ。もともと、はっきり言っておきますけど、10月8日に懇談会でされた内容についても、いま言ったように、2月にわかっているやつを、何で新しい委員会になって、半年もたってからそういう説明をするかと。そういうことですよ。そして、こういう新聞報道があっても一切説明しない。行政の説明責任はないのかと言っているんですよ。副市長、どうですか。

○副市長

いま言われているのは、担当がいま言いましたように、これは施設組合といいますか、一部事務組合でありますので、正式にこの委員会で報告する云々は多少疑問が残りますが、懇談会等では、やはり情報をこまめに、うちも構成団体の1つでありますし、市に直結するごみの問題でございますので、その辺の丁寧さが少し欠けていたかなと。もう少しこまめに、委員会の中で直接この辺で、一部事務組合のことでございますので、うちのほうから主体的に云々じゃありませんけども、懇談会でその都度一部事務組合で検討されていた内容を、ご指摘の点については報告すべきであったというふうに思っております。

○道祖委員

私は協議内容を報告しろとかいう話をしているわけじゃないんですよ。決まった内容は報告していいでしょうと。そこの施設組合で、決まったことはちゃんと把握してこういうふうになっているという説明はしてしかなるべきじゃないですか。一步譲りましょう、委員会でその正式に説明しない。ではあるならば、懇談会でする配慮をすればいいじゃないですか。それも一切ないですよ。それでいいのかなと、いうことなんです。片方で、こういう議案を出してくるわけですよ。経費がどれ位かかって、どういう話が分からない中でですよ、このごみの収集に関する費用、これは市民負担を求めるような形になる訳ですよ。時間が経ったからもういいじゃないかということですから、理解しているんですよ。理解はしますけれども、大きく見たときには、それはこれにかかってくるでしょう。だから、指摘しているんです。今後、こういうことのないようにね、やっぱり行政指導を、あなたトップなんだから。ナンバー2か。だから、ちゃんと関係部署にはそういう点は、指導してください。

○副市長

今、質問委員が言われることについては、私ももっともなことだなというふうに思っておりますので、その点については、今後きちっと、確定したこと等についてはこの件に限らずですね、きちっと、一定の説明、あるいは報告をしていきたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

今の部分なんですけれど、懇談会で報告をしていくというお話がございましたが、私はきちんと本委員会場で報告をしていくべきだと思っています。一部事務組合のことなのでというお話がございましたけれど、だけど、一部事務組合をつくるのも私たち飯塚市ですよ。飯塚市としてそちらの方がメリットがあるからつくったわけですよ。ある意味、転換点が来たときに、一部事務組合をやめるという選択すらあるわけです。RDFをやめるという選択すらあるわけですよ。そこをきちんと考える分をやらないと、ごみ袋はいつまで経っても安くはならないわけですよ。だから、そのことをきちんと考える上でも、決まったことだけではなくて、こうなりそうです、皆様方はどう考えますかというふうな形で、私は、当然のことながら、市民文教委員会はその所管ですから報告があるべきだと思っていますし、懇談会ではなくて、正式な委員会場でなされるべきだと思っています。その点をもう一度、行政の中できちんと考えていただいて、対応をお願いしたいと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第29号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第31号 飯塚市生活環境の保全に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

○岡部委員

この条例の実効性について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。いわゆるこの条例というのは、迷惑防止条例ですよ。ごみ屋敷の問題なんかずっとあっていましたよね。これはこの中に入るんですか、それとも別の条例の中に入るんですか。

○環境整備課長

以前の当委員会でもご説明させていただきましたけども、ごみ屋敷については、所有者の方の認知症の関係とかそういうような関係もございますので、条例等で規制するよりは、そういうものについて、個別に各担当課の方で、対応していくのが適当であるというような結論になりましたので、今回の条例の中には含まれておりません。

○岡部委員

もう1つ、うちは空き家等の適正管理に関する条例というのをもっていますよね。そのときも実効性について、お尋ねをしたんですけど、あのときはたしか、税金の滞納がないところとか、補助金の適用を受けるときには条件がついていたと思うんです。だから、ばかばかしいようなね、放置するやつに税金を払うやつはおらんというふうなことをちょっとお尋ねした経緯があるんですけどね。今回のやつを見てもみると、この条例の適用に反するやつに対して、どのような罰則規定があるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○環境整備課長

先ほども申し上げたようにですね、最終的には氏名の公表までという形でしております。

○岡部委員

よく分からんのは、提案理由の中に、たばこの吸い殻、ペットのふんの放置、空き地の雑草の繁茂というような形のもが出ていますけど、これを市長命令でね、その見せしめ刑みたいに名前を公表をすとかいうことが、実効性があるのかということをお尋ねをしてるわけです。例えば、具体的にこの条例の適用を受けて、たばこのポイ捨てしたら、あんた1千円よ、罰金かというような形ならわかるんです。ただ、通常の場合のこういったたばこのポイ捨てとかなんとかを市長命令で何とかすとかいう条項の適用まで持っていきますか。

○環境整備課長

先ほど9ページの資料のほうを提出させていただいておりますけれども、たばこのポイ捨て等とか犬のふんの放置につきましては、その方を特定することとか、その方が継続的にやられていることの特が難しいというふうな判断をしておりますので、勧告までしかやらないというふうな方針です。

○岡部委員

だから、そのところを聞きよるわけです。この条例が実効性があるのかと。勧告を受けた人間が、通常はたばこのポイ捨てとかですね、犬のふんとかいう形になったときに、たまたまそれを見て、あなたはそれは条例違反よと、言う人が出てくれば、あれだけ、普通はですね、見過ごすというか、そういう状況が当たり前の今の現状じゃないかと思うんです。そのときに、よしんばあなたが通りかかってね、これは明らかに条例違反だと、すぐに拾いなさいと、目の前で犬のふんも処理しなさいと。それに従わない場合は市長に言って、市長からその見せしめ刑としてあなたの名前やらなんとかを、そこまで行きますか。何か実行性がないような気がするんですけれどね。

○環境整備課長

先ほど申し上げましたように、例えば犬の散歩をするときに、その方のお名前を証明するようなものを持たれているというようなケースの方が多分少ないというように私ども感じております。だから、そういう意味でですね、氏名の公表等は、できないというふうに判断しております。ただ、警察の方とは協議をいたしております。そういう勧告までを行わせてもらって、それでもどうしても聞いていただけないようなことがあれば、警察の方と協議をして軽犯

罪法の方で、ある程度対応できるのではないかというふうなお話をいただいております。

○岡部委員

私は、それでもそこまで行けないのじゃないかなというふうに思っているから質問しているんですけどね。例えば、関西のほうでしたかね、自転車等で歩道等を具体的に走っていると、あれは軽車両ですから違反という形の中で、罰則につなげることができる。これは実効性があると思うんですよ。ただ、今回出されている条例を見てみますと、果たしてこの条例を具体的に実行していくことができるのかというふうに思っています。これについて、見せしめ刑みたいなものじゃなくて、具体的にペナルティーとして、もし適用ができるんだったら、例えば罰金刑とか、何とかってというような実行性のあるものにすべきじゃないと意味がないんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがですか。

○環境整備課長

罰金等とか、科料とかのことも検討させていただきましたけれども、先ほど申し上げたように、例えば犬のふんとか、ポイ捨てとかについて、まずはその方の氏名等を特定することがかなり難しいし、その方が継続的にやられているということを見るためには、極端に言えば張り込みをしたりとか、そういうようなことまでしないとかなり難しいのかなということを感じております。そういう意味で勧告までにさせていただいているという状況でございます。

○岡部委員

いまあなたも言ったように、特定するのが非常に難しいんですよ。特定するのが難しいやつを、見せしめ刑に持っていくっていうのは、実際にできるのかと。それで特定するのがたやすいような、先ほど言いましたごみ屋敷なんかは、認知症の人なんかには手は出せないというふうに、あなた言われているわけですよ。そうしますと、果たしてこの迷惑防止条例というのが、画竜点睛を欠くといいますかね、肝心なところではきちっと治めることができないという条例ではないかなというふうな気がするんですよ。部長、どう思いますか。

○市民環境部長

質問者言われますように、私どもも同様なことは感じ取っております。その辺も含めまして、所管のほう、また関係課といろいろご協議をさせていただいた結果が、ご提案のこの議案の内容になっておるところでございます。私どもといたしましては、直接的に市民を特定し、いろいろ命令なり、勧告、いろんな手だてがあるわけですけども、それはそれとしながら1つには飯塚市民にこういったものの条例ができましたよということをお知らせするとともに、市民目線でそういった方々に対して、どう言いますか、そういったことをしたらだめですよといった雰囲気づくりもですね、一つの課題であろうというふうに思っておりますので、この条例を施行させていただいたのち、いろいろつくったままということじゃなくて、他市の状況も踏まえながら、飯塚市としていろいろと考えていくべき事項であろうというふうに思っております。

○岡部委員

最後になりますけどね、私は今るお尋ねしたように、実効性のないような条例をいくつも重ねていったって意味がないと。変な話ですけど、老朽家屋等の問題になっている空き家防止の条例ですよ。これについても、その適用を受けて改善をやったのがあるのかないのかっていう部分もね、お尋ねしたいんですけど、きょうは案件が違いますのでね、いま部長が答弁なさったような状況の中で、まだ議員の任期は残っておりますので、まだ1年後に果たしてこの適用を受けてね、市長命令が出たのかどうかというのを一回見せていただきたいと思うんですけどね。ありえんのですよ、私に言わせれば、空き家防止条例と一緒に。全くのね、絵に描いたもちみたいな条例を重ねることはいかがかなというふうに思っております。これは意見として言い置いておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉田委員

すみません。第6条のところなんですけど、市が実施する良好な生活環境の確保のためにという案文があります。この中で、土地の所有者はその所有に対し、もしくは占有し、または管理する土地ということで提起がありますけど、この管理される管理所有者以外の方というのは、どういう形の方がおられるか、教えていただけますでしょうか。

○環境整備課長

所有者と私どもがとらえているのは、その土地の名義人という形をとらえておりますけども、その方が亡くなられている場合もありますし、それを借りてあるというふうな状況もあるというふうに想定していますので、そこら辺のところを含めてですね、適正管理をしてくださいというふうな形をできるような形で条例をつくらせていただいております。

○吉田委員

今の内容ですと、そうしたらこの土地の所有者の方がおられないでも、やはりこの手続上、助言、指導、文書通知、意見書、それから氏名公表という形をとっていかれるんですか。

○環境整備課長

すみません、今のご質問は、例えば土地の所有者の方が亡くなられてもというふうな形ですか。土地の所有者の方が亡くなられてある場合はですね、その方の相続人等を確定して、それを含まれたところで公表していくような形を、私どもとしては想定させていただいております。

○吉田委員

その相続者の方が多岐にわたりっていうか、件数が多い場合ですよ。当然、市外の方もおられるでしょうし、子どもさんが多いとか、子どもさんがその実の相続人が亡くなられて次の時代になっているとかいう場合についても、全員対象者に対して公表がなされるわけでしょうか。

○環境整備課長

いま委員が申されているようにですね、ものすごい数の相続者とかになった場合はですね、かなり困難かと思っておりますけども、できる限り私どもとしては所有者の方を探して、公表できるような形をとっていきたいというふうな形を思っております。

○吉田委員

当然、今おっしゃるように、所有者の相続人の方が多くなれば、なかなか問題も大きくなると思います。そうなる前に、やはり適正に管理されるように指導というか、やはりその地域の方の協力を得た中で所有者等がはっきりすれば、その前段階でですね、事実そういう問題も発生してきていまして、私もそういうご相談を受けてますんで、それに対してやはり早期対応というのが一番だと思われまして、その対応方法、もしくはやり方について氏名公表全員というのは当然、無理だと思いますんでですね、早い対応ができるような形で検討されてみてはと思いますので、よろしく願います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

この条例制定に当たっては、パブリックコメントをやられましたですね。その経緯について、またパブリックコメントで出てきた意見についてご紹介ください。

○環境整備課長

前回の委員会でもご説明いたしましたけども、平成25年12月25日から26年1月20日まで市民意見募集を実施いたしております。ご意見は8件寄せられまして、ご意見の内容を簡単にご説明させていただきますと、賛成という方も何件かございましたけども、ほとんどが個別的なですね、住民間のトラブルとか、そういうようなものが主なものでございました。資料については、前回の委員会でも全部出させてはいただいております。

○江口委員

パブコメを受けて案が変わったということはないというところでいいんですかね。

○環境整備課長

それも前回の委員会でご報告させていただきましたけど、例えば「飼い犬等」とかいうのを「飼い犬、猫等」とかですね、ちょっと文言の変更とかをさせていただいたという形を、前回の委員会でご報告させていただいております。

○江口委員

了解しました。後ですね、先ほどの公表のところなんですが、氏名等の公表なんですが、きょう出している資料を見るとですね、規則のほうで公告式条例の例によるとありますよね。ちょっと文字が間違ったりしていると思うんですけど、公告式条例の例によるとどういった形になりますか。

○環境整備課長

本庁と支所の公告用の掲示板のほうに掲載させていただくような形になります。

○江口委員

抑止力というお話がありました。その公告式条例の例によって本庁、支所の掲示板に掲示したところで、抑止力になるとお考えですか。

○環境整備課長

今の段階では掲示の方法としてはですね、その方法が適当であるというふうに考えております。

○江口委員

いま言っているのはね、それが抑止力になると考えておられますかということなんです。

○環境整備課長

先ほど吉田委員のお話でもありましたけども、私どもとしてはですね、氏名の公表を積極的にやろうというふうには、今の段階では考えておりません。できれば、それ以前にですね、ご相談させていただいて、できればその改善をいたしたいと思っております。ただ、どうしてもそれでも改善していただけない場合については、こういう方法を取らせていただきますという形で運用させていただきたいというふうに考えております。

○江口委員

だからそのためには、氏名の公表という部分が先方にとって不利益になるような形でなければならぬわけでしょう。抑止力がないと交渉ができませんよね。ですよね。その抑止力として、本庁、支所の掲示板は抑止力となり得ますかっていう問いかけなんです。なり得ると思っております。

○環境整備課長

そういう意味で行政の公の文書はその方法で、告示させていただいて処理をさせていただいておりますので、それでその不十分かと言われましても、ちょっと私ではですね、ちょっとお答えのしようがございません。

○市民環境部長

その件に関しましても、いろんなご意見はあろうかと思っております。本当にこの条例が生かされるのか、また抑止力になるのかという点が、先ほどからご議論の的だろろうと思っておりますが、私どもといたしましては今まで何もなかったものの中から、先ほども申し上げましたように、市民のいろんな声、そういう力を借りながらですね、実効性のある条例に仕上げていきたいという心づもりは持っております。ただ、最初からですね、罰金を実際にかけるだとか、最初から公表するということについては、慎重に取り組んでいくべきことだろろうと思っております。この公表につきましても、相手の方に対しまして公表いたしますということ、そのものが一つの抑止力になっておるといふふうに考え、ご提案をさせていただいたところでご

ざいます。例えばその後、何らかの広報で、例えば、新聞ということはあるかと思えますけれども、もっと人目につくような形で公表することが、最初の段階から必要かどうかということは、少し疑問が残るところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○江口委員

ここの公表に至るまでにはいろんな段階があるわけでしょう。助言または指導を行って、勧告を行って、命令も行う、それでも従わないから公表するわけですね。それは、最初の段階じゃないわけですよ。ということは、ここに関しては、はっきりとこれはペナルティーですよという意思表示をしなくてはならないと思っています。そのことを考えるときに、実際に、本庁支所の掲示板という部分がね、それがどれだけの方に見ただけにいます。はっきり言ってフィクションですよ。形の上で、やっぱり必要なものでやってはいますけれど、現実それで、皆さん方に知っていただけているとは思っておらないから、行政としては市報も出すし、ホームページもつくるし、回覧文書はつくるし、皆さん方に周知をするわけでしょう。となるとですね、ここの公表のあり方については、もっときつい、きちんとした実効性のある形、公告式条例はなくて、例えば、市報に載せるとなると、いやそれはさすがにね、隣近所がありますしとなるから、実効性が高まると思うんですよ。そういったことをね、しっかりと考えていただきたい。何段階かあるからと言われましてけれど、これは本当に最後の罰金とかの代わりにつくっているわけでしょう。そうしたらね、本当に実効性のあるものにしなきゃと思っています。規則に関しては、まだ制定される前ですので、十分にそのあたりを考えていただいて、制定をしていただきたいということをお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第31号 飯塚市生活環境の保全に関する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 12:13

再開 12:14

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「各小中一貫校建設スケジュールについて」の報告を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

各小中一貫校建設スケジュールについてご報告いたします。

1月31日の市民文教委員会にてご説明しました各小中一貫校建設スケジュールについて、一部誤解を招いたところがございますので改めてご報告させていただきます。

誤解を招いた部分につきましては、幸袋中学校区の開校についてでございますが、配付させていただいておりますスケジュールの資料をご覧くださいますと、幸袋中学校区欄の下段に記

載していますプロポーザル計画の欄を見ていただきますとわかりますとおり、グラウンドの工事は平成28年度となりますが、校舎の建設は平成27年度で完成しますことから、開校は平成28年度の見込みとなります。これは、プロポーザルにおきます技術提案書と同様のスケジュールとなっております。

なお、鎮西中学校区、穂波東中学校区につきましては、前回の委員会で報告させていただきましたとおり、開校は鎮西中学校区が平成30年4月、穂波東中学校区が平成29年4月の見込みで変更はありません。

以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」の報告を求めます。

○学校給食課長

飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について報告いたします。

今年度自校式給食調理場の整備を完了し、平成26年4月から自校式調理方式で給食提供を開始する飯塚第二中学校、菰田小学校及び片島小学校における給食調理等業務は民間事業者へ委託することとし、その受託業者の選定につきましては飯塚市給食運営審議会へ諮問し、プロポーザル方式による厳正かつ公平な審査の結果、受託候補者をそれぞれ特定した答申がされましたので報告するものです。

資料の「飯塚市学校給食調理業務の受託候補者の特定について(答申)」についてご説明させていただきます。資料表紙の審査にあたった委員は、従来の飯塚市給食運営審議会の委員10名の中から選出された会長、副会長、栄養教諭の3名と、該当小中学校の学校長、保護者代表6名を臨時の委員として加え9名で構成する委託業者選考の専門部会を設置し審査を行いました。受託候補者は1ページの下の方の四角でございます。飯塚第二中学校給食調理等業務は株式会社共立メンテナンス九州支店、菰田小学校給食調理等業務は日本国民食株式会社、片島小学校給食調理等業務は学校法人中村学園、中村学園事業部となっております。

審査の経過ですが、答申書の2ページをお願いします。11月28日に飯塚市給食運営審議会に対し教育委員会から受託業者の選考について諮問いたしました。12月26日に臨時の委員を含めた審議会を開催し専門部会を立ち上げまして、実施要領、採点基準等の協議、了承をいただき、12月26日から企画提案者の募集を開始し平成26年1月10日までに11社から参加表明書の提出があり、うち1社が辞退しております。その後、平成26年1月22日の締め切りまでに10社から企画提案書等の提出がありましたが、その後、1社が辞退したため、次の3ページに記載の9社が審査の対象となりました。1月29日に第1回専門部会において企画提案書等資料の書類審査を行ない、第一次審査を実施し、その結果、4ページ上段の1の一次審査、80点かける9名の委員構成で720点満点としていますが、そのうち得点率60%以上を獲得した6社が一次審査通過者として選定されました。2月5日に第2回専門部会で6社からのプレゼンテーション、それからヒアリングでの第二次審査を行い、1890点満点、210点かける9名の委員で採点した結果、4ページ下段の2の二次審査の点数となりましたので、一次審査での得点と二次審査の得点を合計し、受託候補者の得点上位3社を選定いたしました。対象学校業務ごとの受託候補者特定については、その3社から事前に提出された希望順位に沿って、各候補者が希望している上位の業務へ割り当て等をおこない対象学校ごとの受託候補者を特定いたしました。3社を特定した理由といたしましては、学校給食調理業務の十分な知識を有し、安全で安心な給食の提供、学校への食育指導への協力体制などがより

具体的な提案が出されていること。また学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の内容を深く理解し、給食調理作業等に関し安全面や衛生面の管理についても十分な業務の遂行が期待できると判断されたことにより、よりすぐれた提案であったと判断され受託候補者として特定されたものでございます。

今後はこの答申に基づき、受託候補者として特定された事業者と市契約課で協議をしながら委託契約に向け事務を進めてまいります。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

決まったということですから、予算のほうが先にとおっていますので、ここはそうですかと言うべきなのでしょうけれど、点数の開きが大きいですね。1位の採点結果、一次審査523点と281点、これは具体的にこれだけの差があるというのは、どういう差なのでしょう。おわかりですか。

○学校給食課長

採点項目を細分化いたしております、その項目ごとに、例えば10点、8点、6点とか2点区切り、または5点、3点、1点とかいうふうな採点の仕方をしております。それが、9名の委員さんが採点をされてますんで、同じ業者に対して5点をつけた方、それから、やはり同じように3点であったりしたというのが重なると、大きくなってくるんでないかと思っております。

○道祖委員

あのね、採点したのは私じゃない。わかります。あなたの責任において、採点してこれが望ましいということを決めているんでしょう。だったら、決めときの基準というのは明確にもっていて、そして、こういう差がありましたということをやっぱり答弁してもらわないと、その9人の選考委員さんが点数を入れて、その結果ですよみたいな答弁、そんなのわかっていますよ。だから、点数の差が出てきているんじゃないんですか。でしょう。項目が細分化しますと。じゃあ、どういう項目があって、どういう点数のばらつきになっているんですかということなんです。あなた方は資料としてそういうやつは出していないから、分からないからお尋ねしてるんです。わかります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:25

再開 12:25

委員会を再開いたします。

○教育部長

つぶさにということは申し上げられませんが、まず1点は、先ほど課長が答弁いたしましたように、安全安心、そして食育への貢献ということが大きなポイントになってくるかと思えます。その中で安全安心の給食を供給する体制の問題が、評価の分かれ目の1つでございますし、もう1つは、学校が望む食育に対する取り組みの姿勢。これが、どの程度、一次審査でございますので、提案書の中で反映されて、ここで点差がついたのかというふうに判断をしております。

○道祖委員

であるならば、先ほど予算の中で言いましたけど、地元産業の振興という面もあるわけですよ。当初のね。そういうことから考えるとね、この例えば、恐らく市外業者以外は、例えば中村学園さんとりますと、ここ中村学園さん結構ですね手広く調理関係やっていると

よね。なぜかと言うたら、私ここ知っていますもん。私の勤めていた会社が、ここに入っていたという記憶してますから、だからどういう内容か承知しています。どういうところか。そういうことから考えるとですね、確かに栄養学とかいろいろもっているから、学校としてね、だから安心という面では確かにあると思うんですよ。栄養価とかそういうことのね、管理とかいうことについては。ただ、問題はここの特定理由が書いているとおりにしておったらすね、もうおそろくね、地元の企業は一切入れないんじゃないかと思うんですよね。だから特定する必要はないけれど、きちんと次エントリーさせるということであるならば、どこがどういう点数でだめなのか、ちゃんと説明しないと、お宅はどこどこがだめなんですよということを確認してやらないと、改善の余地はないんですよ。自分の会社はこれでいいと思っているけれど、違う目から見たときには評価されてないということですからね。そこを業務改善しない限り、企業が伸びていかないということになりますから、そういうことをどういうふうに指導していますか。ただウエルカムで公募しますよ、ウエルカムできて、そしてお宅だめですよということが今後も続くならば、全然地元のね、企業育成とかいうことにはならないと思うんですよ。そういう面から見たときに、どういう指導をしていきますか。どういうふうにプロポーザルのあり方を今後に生かしていきますかということなんですけどね。どういうふうにお考えでしょうか。

○教育部長

まさにおっしゃるとおりでございますが、行政のほうが民間の事業所のほうへ積極的にですね、指示を出すということは不可能でございます。先ほど申し上げましたが、積極的に情報の提供はさせていただこうと思っております。しかし、もうそれが限界かと思われま。そして事業所さんのほうから、学校給食について、いろいろとアドバイスは求められれば、これは対応が可能だと思っておりますし、私どもが持ち得る情報については、ご提供をさせていただこうというふうに考えております。そこら辺の意思疎通ができていないというのが1つの問題点ではなかろうかというふうに考えておりますので、先ほどもご答弁をいたしました。そういうふうな積極的な発信を今から行っていきたいということが1つございます。それから先ほども申し上げました審査基準について、今までの方向というのが今回もだいぶ検討はしておりますけれども、さらに改善がないのかということの研究してまいりたいと考えております。

○道祖委員

よかれと思ってやっているということで、自信持って行政やられているんでしょから、それはそれで私は構わないとは思っておりますけどね、再々言いたいのはやっぱり地元の雇用と地元企業、経済活性化という面もありますよということですから、その点をご理解ください。それで再度確認ですけど、その指定されなかった業者に対しては、おたくは何点ですよと、どういう項目で何点ですよという審査結果だけはちゃんとお渡しになっているということですか。

○学校給食課長

結果だけでございまして、採点の点数とかいうのは報告をしておりません。

○道祖委員

それはすべきじゃないかと思うんですよね。どこが足りないのか、このエントリーしたところわからないんですから、それをすることによって、例えば、ぼくは地元と言っていますけど、結果として、公募ですから、市外の方が支店になることもあるわけですよ、当然ね。それはそれで構わないですよ。だけど、そういうことを次エントリーして来るときに、自分のところの悪い点を指摘してもらったら、そこは企業は企業で、職務改善、業務改善してエントリーしてくるんだらうと思うんですよ。だから、そういうのをしないと、あなたのところはだめよという、ただ結果報告だけではですね、その市外でも市内でも、業者の育成にはなっていないと私は思いますけどね。けど、それは何か細かいことを発表することは、何か差し支えがある

んですか。それで指名なりませんでしたよということだけしか言わないの。

○委員長

答弁できます。

○学校給食課長

もし、当事者からそれを求められた場合につきましては、ご説明して——
(発言する者あり)

すみません。本人あて、いま現在は先ほど申しましたように、結果だけでございますけども、その後、ご本人と言いますか、当事者が求められた場合には、そういうことが可能かどうかというふうなことも含めて検討したいというふうに考えております。

○教育部長

積極的にこちらのほうから結果については、その内容についても通知をすべきではないかというご提案と思えますけれども、それは可能なことであると思えます。ただし、その内容についてどのように行うかということは今後検討させていただきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

颯田校も小中一貫校を建てていただいたときに、自校式にさせていただいてありがとうございます。その際に、颯田のPTAの女性の役員も、この審議会の中に入らせていただいて、いろいろ話をさせていただいたんですが、やっぱり子どもたちを預けている保護者の立場からしたら、安心・安全で安定して給食を提供していただけるということが最重要な前提条件というか、課題でありますので、ぜひ、そこら辺は守っていただきながら選考この後も続けていっていただきたいと思うんですが、資料の5ページの一次審査及び二次審査の候補者選定基準で、合計290点満点の点数がありますが、項目別の点数の割り振りについてはどのようなお考えから、こんな割り振りの仕方になってあるんでしょうか。

○学校給食課長

この採点の割り振りににつきましては、当初プロポーザル方式を採用した際に、研究する中で先進地に調査をいたしまして、それを参考に基づいての基準としているところでございます。

○上野委員

先ほどからるる答弁というか、ご質問があっていますが、先進地における地元業者の入札参加をして、落札をされたというのはどの程度この割合であるんですか。

○学校給食課長

申しわけありません。その点につきましては細かくちょっと把握できておりません。

○上野委員

調べていただけますよね。そして、その中でですね、やっぱり中小の企業が地元が多いわけですから、配点についても、合計で290点という中途半端な点数でもありますので、点数の配点をですね、見直していただくような形で地元業者に貢献というか、チャンスを与えていただくようにしていただきたいというふうに思いますが、その点についてはしていただけますか。

○学校給食課長

他市町村の委託状況につきましても調査をいたします。それから当然採点基準の見直しとともに点数の配分についても見直しを行っていく考えでございます。

○上野委員

はい、よろしくお願ひします。資料の1ページのはじめのところなんですが、ご説明はなかったんですが、業務委託期間については、飯塚第二中学校は2年間、菰田小学校、片島小学校は3年間というふうに違っておるんですが、どのような理由からでしょうか。

○学校給食課長

飯塚第二中学校につきましては、今年度から飯塚東小学校が民間委託となっております。で、次回の契約におきましては、飯塚東小学校と飯塚第二中学校と1つの契約で実施したいという考えを持っております。そのため東小学校の契約が終わる時期と合わせて、2カ年の契約としているところでございます。

○上野委員

はい、わかりました。いま言われたように、近い学校については、ある程度1つの業者さんにお任せしたほうが業者の中での人の異動ですとか、また委託料についてもコスト削減できるんじゃないかと思うんですが、今回は3校について、それぞれ別々の業者さんになってるんですが、今後、前お聞きしたかもしれませんが、今後ちょっと市の方針について伺いたいと思いますか。

○学校給食課長

まず基本的な考え方といたしまして、中学校区の学校につきましては1つの契約で行いたいというふうに考えております。それから一中校区につきましては非常に校数が多くあるようになりますので、それは二契約にしたいというふうに考えてます。それから、颯田小中一貫校と庄内小中学校につきましては、1つの契約で行いたいというふうに考えているところでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします、

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「環境保全協定の締結状況について」の報告を求めます。

○環境整備課長

1月31日開催の前の委員会で資料請求のありました飯塚市と企業が締結しております「環境保全協定締結事業者一覧表」につきまして、取りまとめをいたしておりますのでご提出させていただきます。この環境保全協定は飯塚市環境基本条例第14条に「市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、事業者との間で環境の保全及び創造に関する協定（以下「環境保全協定」という。）を締結するものとする。」との規定に基づくものでございます。合併前の旧市町で締結しておりました協定につきましては、その内容がそれぞれ異なっており、事業者が履行すべき内容についても不均衡があったことから、新たに統一した内容の協定を締結することとし、第2次環境基本計画の計画期間の開始に合わせ、平成24年度から順次市内の各事業所と協議を行い、締結を進めておりますので、その締結状況について報告いたします。

資料の環境保全協定締結事業者一覧表」をご覧ください。協定を締結している事業者を地域別に協定締結日の順に掲載しております。4ページの下段に各地区ごとの状況を簡潔に記載しております。現段階では、市内の工業団地に立地する事業所を主体に、市の施設の指定管理者となっている事業所、エコアクション21を取得している事業所、苦情等があり改善指導を行ったことがある事業所を対象に締結を進めており、本日までに76の事業所と協定を締結いたしております。なお、鯉田工業団地につきましては、現在1社稼働しており、あと4社が進出するようになっておりますが、まだ協定を締結しておりません。市民、環境団体、学校、事業者と行政が連携・協力して計画を推進する環境基本計画の主旨を踏まえ、今後出来る限り多くの事業所と協定の締結を進めてまいりたいと考えております。

以上、環境保全協定の締結状況の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「PM2.5の測定局の増設について」の報告を求めます。

○環境整備課長

昨年12月の当委員会でもご指摘をいただいております。PM2.5の測定局の飯塚への設置について、ご報告申し上げます。PM2.5の測定局の増設につきましては、近隣では田川市内、直方市内に設置されていますが、飯塚市内には設置されていないことから、より正確な情報を市民の方々に提供するため、測定局の増設にあたっては飯塚市内への設置を積極的に検討して欲しいとの要望書を、昨年7月に県に提出するなど、いろいろとご相談をさせていただきました。2月20日、県は平成26年度当初予算の概要について記者発表をおこないましたがこれによりますと県内で4局、測定局を増設し、このうち1局が「飯塚市をカバーする測定局」ということをございます。実際の設置場所については飯塚市内とは決定されておきませんが、県の26年度予算の成立後に設置場所については決定されるということをございます。測定局を飯塚市内に設置していただけるように引き続き県との協議を積極的に行っていきたくと考えております。

なお、市内をカバーする測定局が設置されても、それぞれの測定局のデータは県が管理いたしますので「注意喚起」の情報が早く伝達されるというものではございません。

以上PM2.5の測定局の増設につきまして、ご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「ペットボトルキャップの回収について」の報告を求めます。

○環境整備課長

平成23年2月から、飯塚市は福岡県リサイクル総合研究事業化センター等と「ペットボトルキャップリサイクルの事業化」の共同プロジェクトを実施しておりましたが、本年3月をもって3年間のプロジェクト期間が終了いたします。

別紙資料に記載しておきますとおり、回収拠点の拡大、小中学校の回収運動への参加などの取り組みを重ねた結果、年々回収量は増加しておきます。この結果、ごみの減量化、CO2削減や環境教育推進の面でも効果が上がっていることから、プロジェクト期間終了後も、引き続き飯塚市の取組として、ペットボトルキャップ回収を継続することといたしました。

以上ペットボトルキャップの回収事業の継続につきましてのご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。